

平成30年第3回定例会 議員提出議案

意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心に、雇用・所得の拡大が図られ、地方創生にも大きく貢献するものである。

北海道をはじめとする各自治体では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを実施し、進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月3日

北海道音更町議会議長 佐藤和也

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、
復興大臣

意見案第2号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める要望意見書

昨年7月7日、ノーベル平和賞を受賞した ICAN の貢献などもあり、国連会議において、核兵器禁止条約が、国連加盟国の約3分の2となる122カ国の賛成で採択された。

同条約は、その前文に「ヒバクシャの苦難を心に留める」と盛り込み、加盟国に核兵器の開発、保有、実験、使用だけでなく、核兵器による威嚇行為も、明文上、違法化する画期的な内容となっているほか、核保有国でも核の計画的な廃棄により、条約に参加できるとされている。

本町をはじめ世界の7,500を超える都市が加盟する平和首長会議は、この条約の採択を「心から歓迎する」とし、また、同会議の国内加盟都市会議は、昨年8月23日に、政府に対し、条約の実効性確保などについて要請している。

本町は、昭和62年1月1日、人類の変らぬ願いである恒久平和に向けて、「非核三原則」が守られ、すべての国の核兵器廃絶を強く求め、「非核平和の町」であることを宣言している。

こうした立場から、国に対し「各国軍備からの原子兵器、大量破壊兵器の一掃」を決めた国連第一号決議や国際紛争の解決手段として武力行使や武力による威嚇を禁じた日本国憲法に照らし、核兵器のない世界の実現に向け、真摯に努力するよう、以下の事項を強く要望する。

記

- 1 唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約を一日も早く署名・批准すること。
- 2 それまでの間は、オブザーバーとして締約国会議及び検討会議に参加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月3日

北海道音更町議会議長 佐藤和也

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、防衛大臣